

○議長(山下力) 次に、子育て支援・少子化対策特別委員長の報告を求めます。――二十九番今井光子議員。

◆二十九番(今井光子) (登壇) 本委員会は、子育て支援と少子化対策に関することについて調査することを目的として、平成二十五年七月五日に設置されたものであります。

本委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。主なものについて、その概要を申し上げます。

最初に、調査経過について申し上げます。

本委員会は、設置以来十四回にわたり委員会を開催し、関係部局の説明を聴取するとともに、有識者からの意見聴取や県内における取り組みなどの調査活動を実施してまいりました。

次に、調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、子育て支援と少子化対策に関することについて、少子化対策の強化、地域における子育て支援の充実、女性の就労支援の充実、保育・幼児教育の充実及び児童虐待防止対策の充実、以上五つの視点で調査を行ってまいりました。

合計特殊出生率が全国平均を大きく下回っている本県における少子化対策は、待機児童の解消など保育を充実すれば出生率が上がるという単純な構造ではなく、行政をはじめとして、県民、企業、学校等すべての関係者が子育て支援・少子化対策の必要性を認識し直ちに取り組む必要があります。そのため、出会い・就労支援等を含めて、子育て支援・少子化対策を総合的に取り組む観点から、提言を取りまとめることといたしました。

まず、少子化対策の強化についてであります。

奈良県の将来推計人口は、今後約三十年間で約二割減少し、特に十五歳から六十四歳までの生産年齢人口はおおよそ三分の二に減少すると予測されています。人口減少の直接的要因は、出生率の低下による出生数の減少であり、本県の年間の出生数はここ十年間で一六%の減となっています。

少子化の進行は、生産年齢人口の減少を招き、経済活動の低下につながる懸念があることから、今後の経済の活力や県民の暮らしへの影響を考慮すると、少子化対策の強化がますます重要となってきます。

本県の少子化の大きな要因として、未婚・晩婚化の進行が挙げられ、二十代後半の未婚率は高く、平均初婚年齢も年々上がり、晩婚化が進

むことで晩産化を招く構図となっています。さらに、いずれ結婚するつもりと考える独身者が減少し、結婚を希望する年齢も上昇するなど、結婚意欲が低下しています。結婚の障害となる理由として、全国では男女ともに、「結婚資金」が第一位ですが、奈良県では男性は「結婚資金」、女性は「職業や仕事上の問題」が第一位となっています。また、自らが理想とする子どもの数を持たない最大の理由は「子育てや教育にかかる経済的負担」となっています。

これらの調査結果から、少子化には、仕事と子育ての両立の難しさ、出会いの機会の減少、結婚・出産に対する価値観の変化、若者の雇用の悪化による収入の低下、子育てや教育にかかる経済的負担や心身の負担など、様々なことが複合的に絡んでいることが判明しました。

少子化は、日本の将来にとって深刻な問題であると社会全体が捉え、子育てに関する不安を拭き去り、若者が結婚や子育てに関して夢や希望を抱けるように、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、結婚期以前から結婚期、妊娠・出産期、子育て期までの切れ目ない、総合的で幅広い施策・支援が必要であり、県と市町村が連携した取り組みを行うとともに、NPO、企業、地域の様々な主体が協働し、積極的に取り組む必要があります。

次に、地域における子育て支援の充実についてであります。

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅での子育て家庭を含むすべての家庭のニーズを踏まえた計画を策定し、給付・事業を実施することとされており、市町村には地域の子どものや子育て家庭の実情を踏まえた支援策を展開することが求められています。一方、県に対しては、事業計画を策定するとともに、継続的に点検・評価・見直しを行うことが期待されています。

奈良県は核家族世帯率が全国一位と、核家族化が進んでおり、地域の間人関係の希薄化などにより、身近なところに相談相手がいなかったり、赤ちゃんの世話をした経験のないまま親になる女性がふえています。また、男性の県外就業率は全国一位であり、帰宅時間が遅く、子育てに関わる時間が少ないことから、多くの妻が子育てに関する不安感や負担感を感じるなど、子育て家庭をめぐる状況は大きく変化しています。

今後、子育て支援の直接的な実施主体である市町村と役割を分担しながら、子育て家庭に対して、子育て支援に関する制度やイベント情報等の提供、相談の充実等に努める必要があります。また、地域の子育て支援に関わる関係機関・団体・活動者と連携し、地域のネットワークを生かして、子育てを応援する取り組みを広げていくことが必要

です。

次に、女性の就労支援の充実についてであります。

少子高齢化で生産年齢人口の減少が懸念される中、女性の活躍促進は、多様な価値観を生み出すことで新たな成長分野を創出し、今後の経済活動を維持・発展させていくためにも不可欠となってきておりますが、本県の女性の就業率は、全国で最下位の状況にあります。

女性の就労については、育児等のための休暇取得に対する職場の理解が得にくい等の理由により、結婚・出産・子育て期の離職率が高い一方で、子育て世代の男性が長時間労働をしていることが多いことや、男性の育児休業の取得率も低いことなどにより、男性の家事・育児への参加が進んでいないことから、子育て中の女性の再就職が進みにくいという特徴があり、それまでに培ってきた女性の能力やキャリアなどが生かされていない現状があります。

また、奈良県の女性の就労が進まない要因として、特に、県内に就労の場が少ないため、通勤に長時間を要することになるなど、子育てと仕事を両立できる環境が整っていないことが挙げられます。

したがって、女性の就労支援として、身近な雇用の場の創出や希望する働き方と企業の雇用条件とのマッチングの促進が重要となります。また、男女がともに仕事と家庭を両立するためワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業などに対する啓発、女性が仕事を続けやすい労働環境の整備、男性による家事・育児への積極的な参画等の促進のほか、子育て中の女性が安心して働けるよう、保育サービスの充実に努める必要があります。

次に、保育・幼児教育の充実についてであります。

乳幼児期は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う非常に重要な時期であり、家庭環境や親の就労の有無等にかかわらず、希望する全ての子どもに対し、質の高い保育、幼児教育を保障する必要があります。

本県の待機児童数は若干減少しているものの、都市部では多くの待機児童が発生しています。一方、過疎地域では入所児童が定員に満たないなど、課題が異なっており、地域のニーズに応じた対応が求められています。

今後、子ども・子育て支援新制度における保育の量的拡充に向け、民間保育所の新設・増改築を支援するとともに、保育士確保の取り組みがさらに重要となってきます。

保育士の状況としては、保育士の資格を有しながら就労していない、いわゆる潜在保育士は、全国で六十万人以上と推計されており、奈良県においても、保育士登録者のうち、おおむね二人に一人が保育士の

資格を持ちながら保育士として働いていない状況となっています。賃金・勤務時間・雇用形態のミスマッチなどがその理由として挙げられ、再就職にあたっては、家事・子育てと仕事の両立に不安を感じておられます。一方で、潜在保育士のおおむね三人に一人が、今後、保育士として勤務することを希望しているという調査結果となっています。

県は、奈良県保育士人材バンクを設置し、求職中の保育士と人材を求める保育所を結ぶ職業紹介を行い、保育士の就労者増に向けた対策を拡充していますが、再就職支援では、現場復帰に必要な知識を学ぶ講座や研修、さらに、賃金面での処遇改善をはじめ、保育士という仕事の魅力向上のための取り組みの充実が必要となっています。

また、幼稚園においても、その施設や機能を開放し、子育て支援に努めることが重要であるとの認識から、預かり保育の充実等を図ることが必要であります。

次に、児童虐待防止対策の充実についてであります。

全国の児童虐待相談件数は年々増加傾向にあり、本県においても、五年連続で増加し過去最多となっています。児童虐待への関心が高まり、より多くの相談が寄せられたことが一因と考えられますが、虐待そのものが増加している可能性もあり、一層の対策強化に取り組む必要があります。

県は、平成二十三年度に児童虐待防止アクションプランを策定し、県と市町村が一体となった取り組みを進められ、県・市町村・地域のそれぞれにおける児童虐待対応力、子育て支援力の強化に努めています。

児童虐待の背景には、親の経済問題や社会からの孤立、離婚率の上昇と再婚による連れ子と新しい配偶者の親子関係の成立の難しさ、核家族化による相談者不在があり、社会の変化と密接に関係していると考えられます。

児童虐待の未然防止、早期対応の対策として、妊娠・出産期や乳幼児期などの早い段階での養育状況の把握が重要であり、市町村などの母子保健担当部局や医療機関との連携などによる子育て家庭への支援体制の充実を図るとともに、発生後の対策としては、虐待を受けた子どものケア・自立支援、また、家庭的養護の推進として、子どもたちが家庭のぬくもりを感じ、生き生きとした生活が営める児童養護施設の小規模化や里親制度の体制を確立することが必要です。さらには、相談体制の機能強化による、切れ目のない総合的な支援に取り組む必要があります。

また、子どもの権利条約批准から二十年が経過するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、昨年八月に子供の貧困対

策に関する大綱が閣議決定されたことを踏まえ、子どもが大切にされ、幸せに過ごせる社会の実現に向けての取り組みが強く求められているところです。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、本委員会に付託された事件は、県の県政課題である「くらしの向上」における「こども・女性支援の充実」に位置づけられており、都市型の北部と過疎化が進む中山間地域の南部・東部から形成される奈良県においては、それぞれの地域により経済状況や人口構成、産業構造、自然環境等が異なっており、求められる保育サービスや子育て支援、少子化対策は同じではありません。

今後とも、地域の特性を十分調査・把握し、多様なニーズに応じた施策を効果的に実施しながら、県がリーダーシップを取り、市町村支援を充実し、あわせて、NPO、各関係機関・団体や企業等との連携を強化することで、誰もが希望どおり結婚し、安心して子どもを産み育てることができる奈良県となるよう取り組まれないことを強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。